

各務原市体育施設予約方法を考える座談会設置要綱

(令和7年10月27日決裁)

(設置)

第1条 各務原市体育施設（以下「体育施設」という。）の予約方法について、様々な立場の者から幅広く意見を聴取するため、各務原市体育施設予約方法を考える座談会（以下「座談会」という。）を置く。

(意見聴取事項)

第2条 座談会においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 体育施設利用団体の予約方法に関する事項
- (2) その他教育長が特に必要と認める事項

(構成員)

第3条 座談会は、13人以内の構成員をもって組織する。

- 2 前項の構成員は、日常的に体育施設を利用する関係者等のうちから、座談会の会議（以下「会議」という。）の都度教育長が選考する。
- 3 第1項の構成員のほか、特別の事項について意見を聴取する必要があるときは、臨時構成員を置くことができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて教育長が招集する。

- 2 会議の進行は、構成員の互選により定める会長が行うものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員及び臨時構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第5条 会議に出席した構成員及び臨時構成員には、1回につき1,000円の謝金を支払うものとする。

(守秘義務)

第6条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 座談会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、座談会の運営に関し必要な事項は、会長が会

議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。